

船橋市教育委員会会議 6月定例会会議録

1. 日 時 平成28年6月13日(月)
開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 3時17分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 鎌 田 元 弘
委員長職務代理者 佐 藤 秀 樹
委 員 石 坂 展 代
委 員 鳥 海 正 明
教 育 長 松 本 文 化
4. 出席職員 教育次長 秋 山 孝
管理部長 原 口 正 人
学校教育部長 棚 田 康 夫
生涯学習部長 佐 藤 宏 男
管理部参事兼施設課長 小 川 良 平
学校教育部参事兼保健体育課長 向 笠 真 司
学校教育部参事兼総合教育センター所長 秋 元 大 輔
生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀 昭
教育総務課長 度 会 益 己
学務課長 筒 井 道 広
指導課長 尾 楠 欣 也
社会教育課長 二 野 史 靖
中央図書館長 金 子 昌 利
郷土資料館長 小 川 和 男
青少年センター所長 兵 田 正 文
文化課長補佐 道 上 文
生涯スポーツ課長補佐 蕨 孝 之
総合教育センター副主幹 三 澤 克 己
5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 議決事項

- 議案第34号 船橋市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について
- 議案第35号 船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第36号 船橋市学区審議会委員の委嘱について
- 議案第37号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
- 議案第38号 平成28年度船橋市一般会計補正予算（教育に関する事務に係る部分）の意見聴取について

第3 報告事項

- (1) こども未来会議室について
- (2) 校務支援システムについて
- (3) 西図書館の竣工について
- (4) 平成28年度船橋市小・中学校音楽発表会（第38回サマーコンサート）について
- (5) 平成28年度船橋市小・中・特別支援学校「夢・アート展」について
- (6) 平成28年度船橋市中学校演劇部夏の発表会について
- (7) 第52回船橋市中学校総合体育大会実施計画について
- (8) ホテル鑑賞会の実施報告について
- (9) 一宮ふれあいキャンプの実施について
- (10) その他

6. 議事の内容

【委員長】

こんにちは。

ただいまから、教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

5月10日に開催いたしました教育委員会会議5月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、2名より申し入れがありました。

傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入场)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について、守っていただき傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には退室をお願いすることもございますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第36号、議案第37号は船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第38号は同条第1項第4号に該当いたしますので、非公開としたいと思っております。また、当該議案につきましては傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条の規定により議事日程の順序を変更することとし、議案第36号から議案第38号を報告事項(10)の後に繰り下げたいと思っております。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議決事項に入ります。

はじめに、議案第34号について、教育総務課、ご説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

議案第34号 船橋市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本冊の3ページをご覧ください。まず、改正の概要を説明いたします。

今まで教育委員会会議で非公開とした案件につきましては、会議録を公表してありませんでしたが、教育委員会会議の透明性の向上を図るため、会議の時点では非公開であっても、非公開の理由がなくなった場合には会議録を公表するように改めるものでございます。

新旧対照表の右側、旧をご覧ください。船橋市教育委員会会議規則の第30条第1項には、会議録は公表するということのみ規定しておりましたが、左側の新、下線の部分になります、「ただし、非公開とした案件についてはこの限りではない」、非公開とした案件については公表しないという規定を加えます。この部分につきましては、実態に

合わせる改正になります。

次に、その下、第2項を新たに加えます。ここは、「会議を非公開とした理由が消滅した場合には、速やかに会議録を公表する。」という規定でございます。

この新旧対照表の上半分と下半分、2つの規則を同様に改正しております。これは、27年4月1日の法改正に伴い、「委員長」を「教育長」に改める改正をいたしました。現教育長の任期中は改正前の規定がなお効力を有する、という経過措置を設けました。現在その状況ですので、改正後の規則と改正前の規則の両方を改正するという、複雑になりますけれども、そのような改正となっております。

説明は、以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ご説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

第30条の下線の上のところですが、「教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を教育長が指名する職員」になりまして、第31条のほうは、「委員長は」ということですが、その上に「教育長が推薦する職員」ということで、こちらは「推薦」という言葉を使っていますが、これは、同じでなくても大丈夫なのでしょうか。

【教育総務課長】

下のほうの31条はこれは古い規則、当初の規則だったのでありますが、当初はこのような文言で書いてありました。27年4月1日に法改正がありまして、改正する際に、法律に書かれてある文言を採用したのが新しい30条になります。そのときのフレーズがこのような、「推薦」ではなく「指名する職員に」と法律がありましたので、これを機会にこの文言にいたしました。

以上でございます。

【管理部長】

もう少し補足をさせていただきます。

旧の法律の状態ですと、教育委員会の代表者は委員長で、教育委員会事務局の代表者は教育長ということになってございます。事務方ということになりますと、教育長が代表する事務局の職員ということになりまして、新法ですと、新しい教育長が教育委員会も教育委員会事務局も代表するということになりますので、旧法では委員長に教育長が推薦し、新法では教育長が指名という表現に変わったというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

【石坂委員】

ご説明はよくわかりました。

この旧のほうにありますように、第31条に「会議録は、委員長が、教育長の推薦する職員が」と書かれていますけれども、こちらの左側になると、「教育長が推薦する職員」というふうに、「が」というふうに変わっているので、その場合は、新しいものに合わせたほうがいいかなと思いましたので、質問しました。

【委員長】

ほか、いかがでしょうか。

【鳥海委員】

「非公開とした理由が消滅した場合」とございますが、非公開とした理由の消滅の判断をどなたがするのか、議論するところがあるかもしれないですね。判断がもう少し具体的なほうがいいかなと思いますが。

【教育総務課長】

個々の案件になりますと、今委員がおっしゃったように、やはり慎重に考えて決断しなければいけない部分が多いかと思うのですが、途中から公開になることが一番よくあり得るケースというのが、きょうも議案にございますけれども、議会に提出する議案について市長から意見を求められて、議決をいただくのですが、それが、市長が議会に提出するまでは非公開ですが、提出すれば公開という、ここははっきりしているところなので、恐らくこのケースが一番多いところだと思います。

以上でございます。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

【委員長】

すみません、あわせて、こういう表現というのは、ほかの規則やルールの中でも、同じように用いられている表現なのでしょうか。

【教育総務課長】

私たちもこのケースについて考えていたところ、千葉県が、4月20日にこの改正を実は行っていましたので、これにならって、この文言を使ったものでございます。

以上です。

【委員長】

なるほど。

すみません、表現上の問題ですが、旧の30条を見ると「遅滞なく」とあって、次は、新しいので「速やかに」とあるのですが、これは、特にこういう細かいところはこだわらなくてよろしいのでしょうか。

「会議の終了後、遅滞なく、その会議録を」、誰がという主語が違うので。

【教育総務課長】

今すぐ答えられないのですが、法律用語で「遅滞なく」と「速やかに」は、少しニュアンスが違う意味がございます。

【委員長】

ほかは、いかがでしょうか、この件。よろしいでしょうか。

それでは、議案第34号 船橋市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第34号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第35号について、学務課、ご説明をお願いいたします。

【学務課長】

本冊5ページをご覧ください。

それでは、議案第35号 船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

学校運営組織において、事務職員の適切な位置づけのため、船橋市立小学校及び中学校管理規則、並びに船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する必要がありますので、本日の教育委員会会議定例会におきましてご審議をお願いするものです。

それでは、9ページから11ページの新旧対照表をご覧ください。

はじめに、職員の職及び職務についてご説明いたします。

事務職員による共同実施については、船橋市学校事務共同実施要綱に基づいて、現在実施しておりましたが、活動を職務として明確に定めるため、(職員の職及び職務)に文言を明記することが適当であると考えられます。このことに伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則並びに船橋市立特別支援学校管理規則の規定整備を図る必要があります。

具体的には、新旧対照表の9ページに記載があります、船橋市立小学校及び中学校管理規則第4条の7及び、新旧対照表の10ページになります、船橋市立特別支援学校管理規則第43条の7として、共同実施について指定した条項を新設するというものです。

次に、事務主任についてご説明いたします。

事務主任とは、学校事務に関する事務をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たるものであります。職務としての位置づけは、教務主任、学年主任、研究主任等と、置くことが定められている主任と同じ校務分掌上の位置づけとなります。

事務職員の学校運営参画をより確かなものとするために、事務職員を置くことが適当であると考えられます。このことに伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則、並びに船橋市立特別支援学校管理規則の規定整備を図る必要があります。

具体的には、新旧対照表の9ページ、船橋市立小学校及び中学校管理規則第8条の3及び、新旧対照表10ページに記載があります船橋市立特別支援学校管理規則第50条の2として、事務職員について規定した条項を新設するというものです。

以上、審議のほど、よろしく願います。

【委員長】

ありがとうございます。

ご説明いただきましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ここの学校事務の共同実施というのは、どこかに定め事があるのでしょうか。

【学務課長】

「船橋市学校事務共同実施要綱」というのがありまして、平成25年度から本格実施というふうになっております。

【委員長】

その場合、例えばこういうものが、共同実施とか、事務主任を置くことで、最近よく言われているようなチーム学校とか、コミュニティースクールとか、校長先生のウエイトが、範囲が広がって、先生の職務が広がっているところをサポートしようという動きがありますが、そういうようなこととの関係性はあるのでしょうか。

【学務課長】

チーム学校でうたわれている事務職員の学校への参画、それに伴って教員が子どもに接する時間を多くするというような意味合いから、学校全体の事務をつかさどる、指導する立場としての実践になります。

【委員長】

はい、わかりました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第35号 船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第35号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告に入ります。

はじめに、報告事項（1）について、教育総務課、報告をお願いいたします。

【教育総務課長】

こども未来会議室について、ご報告いたします。

資料は、本日の追加資料、別冊3の1ページをご覧ください。

こども未来会議室は、船橋市の現状を子供たちに伝え、まちづくりを意識してもらうとともに、将来を見据えた意見交換を行い、子供たちの視点を活かした市政運営につなげていくことを目的として、子供たちと市長が将来を語り合う事業です。

私立を含めた市内全28中学校の2年生を対象として、平成26年度から、市長部局の市民の声を聞く課が主体となって開催しております。

日程は表のとおりで、7校ずつ、4日間で開催いたします。

次、2ページをご覧ください。

当日の流れは表のとおりで、このNo.6の「テーマに沿った意見発表」、これがメインになります。「私たちが市長になったら〇〇します！～魅力あるまち船橋へ～」というテーマについて、各学校において事前学習を行い、まとめた意見を各校の代表者が当日発表し、市長や各校の生徒と意見交換を行います。

これまでのこども未来会議室では、子供たちからの提案により、ボール遊びができる公園づくりや、街灯を増やして暗い道を明るくすることなどが事業化されました。その他の提案につきましては、平成27年度の報告書がもう1冊ございますので、後ほどご

覧ください。

こども未来会議室は、当日も、また各学校での事前学習も、主権者教育の1つであると言えます。日程は4日間あり、7月26日の第1回は取材等が入りますのでスペースに余裕が少ないのですが、第2回から第4回は観覧することができますので、ぜひご覧いただければと思います。後ほど、ご都合を照会させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

このこども未来会議室は傍聴させていただきたいとずっと思っておりましたので、この3日間のうちでぜひ観覧させていただきます。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ほかは、いかがでしょうか。

【鳥海委員】

本当に素晴らしい試みだと思います。この目的、運営案を読ませていただくと、心が洗われるような気持ちになりますね。現状をまず把握して、将来を見据えて市政運営にという意識を子どもたちに持っていただくということなくして、世論の流れで選挙権が若年齢化するということ自体、本来おかしいのであって、やはり先にこういった活動をして、芽生えさせて、考えさせてということがとても大切ですし、どんな職業にやがてついても、こういう意識を子どものときから持っている、自分の仕事に誇りを持って、そして社会貢献をする、どこかでつながるという意識に必ず結びつくと思うので、これは本当に力を入れてやっていただきたいことだなと思います。素晴らしいと思います。

【佐藤委員長職務代理者】

私も、前々からこれはぜひ行きたいと思っていましたし、私がいいろいろかかわった団体の人たちが携わっているということで、とても興味を持っています。

もちろん、今までのお話しのように、子どもたちにとってもとても大切なことではありますけれども、ここにかかわっている団体の青年部等、我々から見たら若い人たちのネットワークというのもの、行政としてはとても大切にしておいたほうがいいのかなと思います。

そういう意味で、かかわった人たちの話もぜひ聞きたいところだなと思っております。
以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

この報告書、大変すばらしくよくできていると思うのですが、これは発表をいただいた学校の生徒さんに配られるということなのですか。

例えば小学校3年生、4年生、船橋について学ぶところがありますよね。中学2年だと、そういうものはないですよね。そういう意味で、例えば教材になっているなんていうようなところ、先々で言えば、こういう主権者教育につながっていったりという部分もあると思うのですけれども、せっかくあるのに、その発表してくれた子だけでなく、ホームページでは共有、公開できると思うので、その辺はどうでしょうか。

【教育総務課長】

市民の声を聞く課が主でやっておりますので、そちらと話をし、より活用できないかということで話していきたいと思います。

【教育長】

学校へは、全部いっていると思います。全部の学校に。

【委員長】

そうなんですか。

【教育長】

代表は2人なのですけれども、2年生の各クラスで、このことについて話し合っている。いわゆる事前授業も、全部のクラスがやってくださっているのです。

【委員長】

なるほど。そういうものが報告されていると、おもしろいですね。

【教育長】

最初のときは、やっぱり、代表の子たちだけが何か考えて出ていたようでも、それではもったいないということで、各学校で2年生全クラスが取り組んでいます。

【委員長】

なるほど。すばらしいですね。

あと、これは全く感想なのですが、提案について、ちゃんと行政側がお応えしているというのはすばらしいのですが、多分、お応えするものが、非常に大人的なお応えをしていて、例えば子どもの、えっ、なんて、ぎょっとするようなアイデアというのを、あとに1つ残しておいたりすると、それはそれでいいのかなと思ったりしました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（2）について、総合教育センター、お願いいたします。

【総合教育センター所長】

それでは、本冊13ページ、報告事項（2）船橋市校務支援システムに係る認証キーの利用について、変更が出ましたので、ご報告をいたします。

資料の13ページと、それから別紙で、カラーで「セキュリティーエリア」と「オープンエリア」と書いてある図がありますので、そちらをあわせてご覧ください。

今回の本システムの導入の大きなポイントでございます、このカラーの絵の中にもありますが、認証キーを使つての自宅からのアクセスについて、3月の議会の中で、幾ら育児や介護を含め、やむを得ない理由での持ち帰りだとしても、家庭へ持ち帰りが前提のシステムはおかしいのではないかという意見が出されました。その結果、3月の時点では、教育委員会といたしましては、認証キーを使つての自宅からのアクセスを見合わせることにいたしました。

その後、現場の教職員や、校長会からの要望がございました。そのほか、全ての学校へのアンケート調査等をいたしまして、認証キーを使つての自宅からのアクセスについて現場の要望が大変強いということで、13ページにあります平成28年4月25日改訂というところがございますが、4月25日より、自宅等からの本システムへの利用も許可することといたしました。

具体的には、（1）にございますように、「きちんとした事由があるということで、特別な事情がある場合に、繁忙期等に持ち帰り、利用を許可する。」

「（2）利用端末については、自宅等の特定の場所に設置された機器で利用を許可する。」

そして、（3）といたしまして、「認証キーについては、所属長が必要と認めた場合に勤務場所から持ち出せる。ただし、所属長は、職員の健康を害することのないような必要な措置をとる」ということで、実際には、認証キーの持ち出し簿に、使用時間の累積時間等を記入させて、場合によっては所属長が面談をする等の策をとって、健康を害することのないような仕組みをつくるということで、4月25日より、要綱を改訂いたしまして、持ち帰りの仕組みを稼働させることといたしました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

【石坂委員】

これまでは、さまざまな事情で、USBが使われて、それをなくしてしまったり、情報が外に漏れるというようなことがあったようですけれども、今回は認証キーというものになったということで、落としたりすることもあると思うのです。その場合には、情報が漏れるということは絶対にはないのでしょうか。

【総合教育センター所長】

今回の認証キーというものは、情報は中には何も入っていないものでございます。持ち帰る途中で万が一、落としたりとしても、通常の、何か物品をなくしてしまったというような感じで、そこから情報が漏れるということは一切ないということでございます。

以上です。

【石坂委員】

たくさんの先生方が持ち帰ってお仕事をされるという可能性もありますよね、認証キーはたくさん用意しておくことになるのでしょうか。

【総合教育センター所長】

認証キーにつきましては、成績等に直接かかわる職員、ですから例えば学級担任とか、そういった先生方には全て、1人1つずつ配付いたします。そのほか、直接成績処理にかかわらない職員については、学校共有の認証キーというのを使用していただきます。

以上です。

【鳥海委員】

ある程度必要なことと個人的には思うのですが、個人情報の守り方を常に考えなければなりません。どんな誠実な方にもヒューマンエラーがあるということと、非常に残念ながら、興味本位だったりとか、悪意の方も世の中にいるということをやはり認識した上で、システムをつくっていかねばいけないということですね。

プリペア・フォア・ザ・ワーストですね、いろんな最悪の事態に対して、決められた予算の中で、今後もさらにセキュリティーの度合いを高めるという、そういったことはしていかなければいけないのが第1点。

第2点は、自宅にある端末というもの、これが、機械ですので、いろいろなことが起きてくるわけですね。ですから、使い方のルールなども、もう1つ加えるということ。

使いはじめ、使い終わりに必ず、どういう送信を学校側にするとか、委員会にするとか。このような慎重なものを要求してもいいのかなというふうに思います。

【総合教育センター所長】

大変貴重なご指摘、ありがとうございます。

セキュリティーに関しては、本当にいつも新しくいろいろなものが出てくるので、注意していかなければいけないなと思っております。

今のご心配の点ですが、今回、RDSという仕組みを使って安全に接続します。サーバー上にある画面を自分のコンピューター上で表現することができてます。データは一切自分のパソコン等には保存ができず、自宅のプリンターでは印刷もできません。データは、クラウド上にあるサーバーに保存されるということで、自宅のコンピューターに何かデータが残るということは一切ない、という仕組みです。

ただ、委員がおっしゃるようないろんな点で新しくなってきますので、こちらも気をつけていきたいと思います。

【佐藤委員長職務代理者】

今、自宅で仕事をする先生、もちろん昔からいましたし、世の中が、自宅で仕事をすることもある意味当たり前になってきている時代にはなっているのかなと思います。

と同時に、本来はやっぱり、学校の先生方は、こういう事務处理的なものの合理化を図って、自分たちが子どもたちと向き合うということに対して時間をとっていくという、本来の目的だったと思うのです。やはり、でも、今まだそう簡単にはいかないと思いますし、だからこそ多分、学校の先生方から、やっぱり自宅でしたいということになっているとは思いますが。

ですから、これからの経過の中でですけれども、実際にはやっぱり、先生方の実務が軽減されることを大前提に考えながら、運用の仕方などを研究していただければと思います。そうでないと、本当に今、特に日本は、先生方の仕事は世界的にもかなり過酷だと言われているので、そこを何とか、船橋市はクリアできたらいいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

すみません、私から。13ページの、「自宅等の特定の場所に設置された機器」について、これは、例えばノートパソコンとか、タブレット端末とかという特定をして、チェックされるのですか。

【総合教育センター所長】

今の件につきましては、コンピューター自体が一つ一つ番号を持っていますので、その番号を登録していただいております。

【委員長】

そのパソコンで、コントロールするということですか。

【総合教育センター所長】

はい、おっしゃるとおりです。

【委員長】

やっぱり、ログオンとアウトの時間なども記録されるのですか。

【総合教育センター所長】

はい、記録されます。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（3）について、社会教育課、お願いいたします。

【社会教育課長】

報告事項（3）（新）船橋市西図書館の竣工について、ご説明いたします。

資料は、本冊15ページをご覧ください。

船橋市西図書館につきましては、東日本大震災にて被災し、建物が使用できなくなったため、平成23年10月より、災害施設として、賃貸ビルの2フロアにて図書館サービスを行っております。

移転先としまして平成25年度より建てかえ工事を行ってまいりました新西図書館につきましては、平成28年5月31日に竣工いたしました。

新しい西図書館は、JR西船駅北口より徒歩5分の線路沿いにあります。

構造は、鉄筋コンクリート地上3階、地下1階建て、主に1階は児童書フロア、2階は新聞・雑誌コーナー及び郷土資料室、3階は一般書フロア、地下1階は閉架式書庫となっております。

外観は、旧西図書館のイメージを継承し、旧館の特徴であった赤いラインを、電車から眺められる建物南面に配しました。

新しい西図書館の設備の特徴としましては、2階のギャラリースペースにて、現在中

央図書館に置いてあります、西図書館が所蔵している郷土に関する浮世絵や古文書などの貴重資料を現物にてご覧いただくなど、図書館資料に関する企画展示が行えます。また、3階には学習コーナーを35席設けております。

なお、開館は10月下旬を予定しており、現在、図書館資料や備品の搬入などの準備を進めております。

教育委員の皆様におかれましては、お手元にご案内を配付させていただいておりますが、今月29日、水曜日に建物内覧会を開催いたしますので、ご都合がよろしければ、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

今お話しがありましたとおり、電車から外観が見えますので、もういよいよだなと、いつも見ていまして、オープンが本当に楽しみで、市民の皆様、大変心待ちにされていると思います。

先ほど、3階学習コーナーが35席あるということでしたけれども、インターネットコーナーはどのような感じでしょうか、教えてください。

【社会教育課長】

インターネットコーナーは、6席とっております。図書館資料とあわせて、インターネットによる調べものができるような形になっておりまして、国立国会図書館のデジタルコレクションや、新聞データベースも利用できるようになっております。

運用としましては、時間制の運用を今のところ予定しております。

以上です。

【委員長】

ほか、いかがでしょうか。

【佐藤委員長職務代理者】

私も楽しみにしております。5月31日に竣工したということで、それで10月の下旬に開館というのはかなり遅いような気がするのですがけれども、流れ等を教えていただけますでしょうか。

【社会教育課長】

図書館に関しましては、一番利用頻度が高いのはやはり夏休みということなので、夏休みが終わってから、現在の西図書館の閉館後、図書館資料等を運び込むような形になりますので、10月ころになるような形になってしまいました。

そのほかに、倉庫等にも図書を預けております。そちらも入れますので、若干時間がかかってしまって申しわけございません。

以上です。

【委員長】

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項の（４）から報告事項（９）について、定例の報告事項であるため、質疑を一括して行いたいと思います。

何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

17ページから、この後ずっと、（９）まで。本冊の最後までです。いかがでしょうか。

【石坂委員】

ホテルの観賞会ですけれども、入場者の方が大変多くふえておられたようでよかったと思うのですが、これは、期間が長かったり、お天気だったりとか、何か大変なことなどありましたでしょうか。

【生涯スポーツ課長補佐】

従前は、入場の日数が6日間ということでやっておりました。好評なものですから、今年から実験的に9日間という形で行いましたが、残念ながらホテルは、湿気が多くて、くもりの日がよく光るということで、なかなかその調整が難しく、見えない日も若干あったみたいですが、おおむね、市民の皆様には好評をいただいたと思っております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【佐藤委員長職務代理者】

報告事項（７）の総合体育大会の件で、意見です。

あくまでも予想ですけれども、今年の夏はかなり暑くなりそうだという予想が出ております。いつも総体のときは、暑い中で子どもたちも大変だな、また、保護者も含めて、応援も含めてとても大変だなと感じることではあるのですが、天気予報では酷暑になるだろうという予報が出ていますので、十分に救護体制のほうを検討していただければなと思います。よろしくお願いします。

【委員長】

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

【石坂委員】

毎年、夏のこういった、演劇や、サマーコンサート、アート展も、総体も、子どもたちが一生懸命頑張れる場所を大人がしっかりと準備して、用意して、当日の運営等、本当によろしくお願ひしたいところでありましてけれども、これ以外に、算数数学チャレンジや、英語の発表会もあったと思うので、日程がわかりましたら教えてください。

それと、一宮のふれあいキャンプの予定ですけれども、ふれあいキャンプが8月18・19・20で、2泊3日で行われて、その後の振り返りの会が大体いつも2カ月弱ぐらい後に行われるのですけれども、これはどうも私は、日程的に遅いのではないかと感じています。これは、何か理由がありますでしょうか。

【委員長】

お願いします、2点ありましたが。

【学務課長】

英語発表会につきましては、8月24日、水曜日、中央公民館にて、10時から午後3時までを予定しています。

以上です。

【総合教育センター所長】

算数数学チャレンジについては、プレゼンテーションをやる場所について、ご案内させていただきたいなと思います。

以上です。

【青少年センター所長】

今ご指摘のありましたふれあいキャンプ、ふれあいの会でございますけれども、これにつきましては、参加するメンバーは、子どもたちだけではなく、大学生ボランティア

を例年、14名ほど協力を得ておりますので、ボランティアであるとか、それぞれ関係機関にかかわっている子どもであるとか、あとは、学校から参加している子たちそれぞれの、参加できるところで日程調整をしているようです。本年度は、もう少し早まらないか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

私も1つ、ふれあいキャンプに関連してですが、一宮少年自然の家、大変利用者も多いかんと思っているのですが、遠い分、耐震の補強とか、老朽化とか、いろいろな点で目が向きにくいというか、そういうような課題や問題点というのはないのでしょうか。

【青少年課長】

一宮少年自然の家につきましては、委員長ご指摘のとおり、建築後もう35年たっておりまして、確かに施設、設備の老朽化は進んでおります。建物の構造自体は耐震性能は有しておりますので、今、附帯の設備ですとか、そういうメンテナンスの維持には努めております。今年度につきましては、体育館の屋根の落下防止の工事を行う予定でございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項(10)その他において、何か報告することがある方がいらっしゃいましたら、ご報告をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど非公開と決しました議案第36号から議案第38号の審議に入りますので、傍聴人はご退席をお願いいたします。

(傍聴人退場)

【委員長】

それでは、議案第36号について、学務課、ご説明をお願いいたします。

議案第36号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第37号について、青少年センター、説明をお願いします。

議案第37号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」は、青少年センター所長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第38号の審議に入りますが、当該議案を審議するに当たり、はじめに、教育総務課、ご説明をお願いします。

【教育総務課長】

議案第38号につきましては、市長が、平成28年第2回船橋市議会定例会に提出する議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見を求められたことから、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づきご審議いただくものです。

なお、内容につきましては、担当の郷土資料館から説明させていただきました後、ご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

それでは、議案第38号について、郷土資料館、ご説明をお願いいたします。

【郷土資料館長】

今議会に提出予定の郷土資料館整備費、こちらの補正予算案について、ご説明させていただきます。

では、資料を一部追加で配らせていただきます。

よろしいでしょうか。

【委員長】

はい、お願いします。

【郷土資料館長】

今回、補正予算として提出いたしますもの、1番のところに「郷土資料館整備費」とございまして、①、②とございます。

①の船橋市郷土資料館屋根その他改修工事、こちらのほうの金額が3,985万5,

000円。②といたしまして、船橋市郷土資料館耐震補強その他設計及び判定委託、こちらのほうが1,194万5,000円。合計で、5,180万円でございます。

郷土資料館では、リニューアルオープンに向けまして、現在、エレベーター設置、耐震補強の工事を実施いたしております。その過程で、屋根や躯体等に改修、補強が必要な箇所があることが判明いたしました。今回の補正予算は、そのことに起因する工事費と委託費になります。

まず、1つ目の船橋市郷土資料館屋根その他改修工事ですが、屋根部分の小屋組みと躯体との取り付け状態が鉄骨の劣化等により不十分であることに加えまして、ラス網下地の上に塗ったモルタルが鉄筋の腐食により剥がれ落ちる恐れがある状況となっております。

現在、屋根と躯体の取り付け不十分については、サポートを設置して当面の安全対策を講じてはおりますが、これからの台風シーズンや、地震等による落下の心配もあることから、根本的な危険を取り除くために屋根を取り外すということ、これが主な工事の概要になります。

また、柱にはコンクリートの打設不良が見られ、当初の耐震設計を再検討する必要性が生まれたことから、2番目といたしまして、船橋市郷土資料館耐震補強その他設計及び判定委託として、追加となります耐震補強工事や、取り外した後の屋根の新設を含めた再設計を行いまして、千葉県耐震判定協議会の判定を受けるための委託業務を行います。これらの箇所は、点検口がなかったり、内装に覆われていた場所で、今回の耐震補強工事の中ではじめて確認することができたものです。

また、原因については、経年劣化を含めて、不明でございます。柱は特殊な形状となっておりまして、当時の施工機材の状況を考えますと、施工が難しかったことも一因ではないかと考えています。

今回の補正予算に提出いたします屋根その他改修工事、耐震補強その他設計及び判定委託の終了後の、リニューアルオープンまでの今後の予定ですが、今年度、当初予算として計上しております展示室ほか改修工事、こちらの工事が、この2本の補正予算での工事委託を行った後に、こちらの工事を行いますけれども、その工事に当たりまして、今回の補正予算により再設計をいたしました追加の耐震補強、それから屋根の新設ほかを組み入れまして、耐震補強及びその他改修工事といたしまして、管理委託とともに実施してまいります。

また、追加となる経費の増額が見込まれますことや、工期が2カ年にまたがることから、平成28年、29年の継続費として補正予算を組んで実施し、平成29年10月の完了を予定しています。

また、展示設備の更新をするための展示関連設備等作成委託、こちらも28年度当初予算化しておりますが、こちらは同工事と並行して実施してまいります。この委託業務についても、委託する年度がまたがることから、債務負担行為として、補正予算を

組んで対応をしてみたい予定で。

以上のことから、当初、平成29年4月末を予定していましたリニューアルオープンですが、全ての工事が平成29年10月に完了予定ということですので、その後、作成した展示関連設備の設置・準備を行い、平成30年1月ごろのリニューアルオープンになる予定でございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等、お願いいたします。

いかがでしょうか。

29年4月のオープン予定が10月ということですが、相当この辺、実際にいろいろあけてみて、新たな補強箇所等、全体的な箇所が見つかったとして、10月というのは、ある程度の余裕を見て可能な日程、スケジュールなのでしょうか。

【郷土資料館長】

工事に関しましては、建築課のほうで工程を組みまして、それで予定をしております。現在の工事内容でいきますと、10月の完成予定ということでございます。

【委員長】

いろいろな、その当時の新しい工法等ということもあるようですが、その当時の設計図書と言うのですか、図面などは残っているのでしょうか。

【郷土資料館長】

図面等は、残っております。

【委員長】

図面と見比べて、特にその図面と違っているようなところというのは、見当たらないですか。

【郷土資料館長】

取り付け部分ですか、そういったところの不十分な箇所がありますので、その辺が、違っている部分というか、図面との相違という部分はありますけれども、原因については、まだ不明でございます。

【委員長】

アスベストなども、使用箇所は特にはないのでしょうか。

【郷土資料館長】

それはございません。

【委員長】

はい、わかりました。

ほか、いかがでしょうか。

【石坂委員】

建物の老朽化ということで、改修工事はやむを得ないことですし、エレベーターを設置する際にいろいろなことが見つかったのは本当によかったと思います。

もし建てかえた場合、その金額はわかりますでしょうか。

【郷土資料館長】

近隣の都道府県で、同程度の規模、また用途、総建設費用を参考にして、平米単価をそこで算出しまして、今の郷土資料館の面積で建てかえた場合ですけれども、その場合ですと大体9億5,000万ぐらいの金額がかかることになります。

現在の改修費の全体額ですけれども、今までの執行した額、それから今後の支出額、こちらについては、設計が終わっていないものですから全くの想定にはなるのですけれども、建築課からの想定ということではございますが、それを含めると、合計で大体4億6,000万ぐらいということで、建てかえの場合と比較しますと、大体半分以下ぐらいという試算でございます。

【委員長】

その場合に、建物の改修で大体、耐用年数どのぐらいで見ておられるのでしょうか。

【郷土資料館長】

今回行います耐震補強の工事ですけれども、あくまでこれは耐震補強ということでございますので、この工事によって建物自体の寿命が延びるということではございません。鉄筋コンクリートづくりの建物が65年というふうに考えておりますので、今回の工事ですとまず安全を確保しまして、あと、保全計画に沿ったメンテナンスを行って寿命を延ばしてまいりたいというふうに考えています。

【委員長】

残りの、見積もられたところを全うできる、というような予想を立てているというこ

とですね。

【郷土資料館長】

耐震の、その65年というところは、それはもちろん見込んでまいります。

【委員長】

はい。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第38号 平成28年度船橋市一般会計補正予算（教育に関する事務に係る部分）の意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第38号については、原案どおり可決いたしました。

その他、何か報告することがある方がいらっしゃいましたら報告をお願いいたします。

【管理部長】

9月の議会、補正予算に向けて、教育財産の取得に向けて動いているものがございます。これは、いずれ議案になるものでございますので、この非公開の状態の中で今の実情を事前にご説明させていただきまして、いずれ意思決定をさせていただければと思います。

内容につきましては、坪井中学校の学校用地の拡幅、拡張ということでございます。

説明のほうをさせていただいてよろしいでしょうか。

【委員長】

はい、お願いいたします。

【施設課長補佐】

施設課から、学校用地の取得について、ご説明させていただきます。

坪井中学校に隣接する土地所有者から、相続が発生したために、当該用地の取得について、道路部に相談がありました。

用地は、ただいまお配りしました航空写真の学校左側、上部分の黒くなっているところが緑地部分です。

次に、位置図をご覧ください。網かけ部分が学校拡張用地です。道路拡張用地を除いた残地部分は学校に接しており、また学校菜園として借りているところです。

道路部から取得の打診があり、学校と協議した結果、ぜひ利用したいとの要望があったため、今回、学校用地として取得する方向で事務を進めております。

学校拡張用地面積は、約1, 137平方メートルです。

今後のスケジュールですが、9月の補正予算に用地取得の予算計上をし、用地取得後、市長から、用地の引き継ぎを受ける際に、定例会の議案として提出いたします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【佐藤委員長職務代理者】

もう一度整理したいのですけれども、道路拡張用地と、学校拡張用地と、両方取得ということですか、これは。

【管理部長】

もともと、道路の線形については改良したいという意向がございまして、そうした中で、土地所有者に相続が発生したということでございます。

相続が発生したので道路のほうで利用してくれないかというお話の中で、残地もできますので、学校としてもどうかというお話をいただきまして、学校としても、現状で今そこからお借りしている部分もございまして、取得したいということで、協調して買っていきたいというお話でございます。

以上でございます。

【委員長】

ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日予定いたしておりました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議6月定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時17分閉会